

熊本市障がい者プランに関する 重点施策の実施状況について

- ここに記載した内容は、分野別施策の実施状況等から、重点施策に関連した取り組み（主なもの）を抜き出し、まとめたものです。
- 「2 平成30年度の主な取り組み実績」、「3 今後の方向性や課題など（主なもの）」の文末に付している括弧の番号が、分野別施策の番号となっています。
例）（2-3-⑤）…分野別施策 1、施策の方向性 3、具体的な取り組み⑤

このページは空白です

生涯を通じた支援のシームレスプロジェクト

(福祉・保健・医療・教育ほかあらゆる分野との連携)

1 施策の内容（目標）

障がいのある人とその家族が、将来を見通し適切な支援を受けながら暮していくことができる社会の実現を目指します。

そこで、ライフステージに応じた相談支援体制や情報提供の充実、障害福祉サービスをはじめとした福祉制度と学校教育や保健・医療機関等との相互連携を図ることで、生涯を通じて一貫した切れ目のない支援体制の充実に努めます。

| 取り組み施策 | |
|--------------------------------|---|
| (1) 多様な機関の連携による総合的な情報提供と情報の共有化 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉的相談支援及び教育相談支援体制の充実と連携 ・ 関係機関の情報共有と施策立案・実施段階における連携 |
| (2) ライフステージに応じた支援と様々な連携 | <ul style="list-style-type: none"> ・ ライフステージが変わる際のつなぎと伴走型の支援 ・ 制度の谷間にある障がいを含む支援が必要な児者の早期発見と適切な支援 ・ 全てのライフステージにおける家族支援の充実 |

2 平成30年度の主な取り組み実績

(1) 多様な機関の連携による総合的な情報提供と情報の共有化

- 教育委員会の取り組みも視野に入れ、既存ネットの活動充実、西区・中央区での活動開始に取り組んだ。ネットワーク型の療育システムの充実を図るための課題抽出とその解決方法を検討する療育支援ネットワーク会議を開催した。(2-3-⑤)
- 子ども発達支援センターから教育相談室へ情報提供を行いながら就学の相談支援を継続して行った。(5-1-①)

(2) ライフステージに応じた支援と様々な連携

- 保護者の意見を踏まえ、障がいのある児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な就学とするために、就学支援委員会において、審議を実施した。(5-1-②)
- 障がいのある人の日常生活や社会参加を支援するため、障がい種別に関わらず、身近な地域で相談支援を受けることができるように熊本市障がい者相談支援センターを市内9カ所に設置した。また、地域生活を支援するため、地域支援事業をモデルとして1圏域で実施した。(2-2-①)
- 妊婦健康診査や乳幼児健康診査を実施し、疾病や発達障がいの早期発見に努めるとともに、必要に応じて事後指導や医療機関の紹介を行った。(3-1-②)
- 保護者が子どもの障がい特性や子育ての方法を学べる場を提供し、書記の保護者支援を行った。未就園親子活動（にこにこ広場）等の従来の事業に加え、ペアレントプログラムやペアレントトレーニングを実施し、保護者が特性を踏まえた支援方法を学び、親子が安心して生活できるよう

支援を行った。(2-3-③)

- 家族の就労支援及び介護家族の一時的休息のために、個々の状況に応じた至急決定を行った。(2-5-⑤)

3 今後の方向性や課題など（主なもの）

(1) 多様な機関の連携による総合的な情報提供と情報の共有化

- 引き続き、地域発達支援ネットワークの充実に取り組み、障がいのある子どもに対する理解を促進し、地域の支援体制の整備を図っていく。ネットワーク型の発達支援システムを、社会の変化に応じたより効果的なネットワークとなるよう、その構築について検討していく。(2-3-⑤)
- 引き続き、子ども発達支援センターから教育相談室へ情報提供を行いながら就学の相談支援を行っていく。(5-1-①)
- 就学にあたり、医療や教育の専門家で構成する就学支援委員会を設置し、審議を行う。(5-1-②)

(2) ライフステージに応じた支援と様々な連携

- 熊本市障がい者相談支援センターにおいて、引き続き相談支援事業所の後方支援や困難ケースへの対応を行っていく。また、地域支援員を設置して、関係機関とのネットワークの構築や理解促進に関する取り組みを行っていく。(2-2-①)
- 受診率の向上、健診未受診者の把握に努めるとともに、受診勧奨を実施していく。(3-1-②)
- 保護者が子どもの障がい特性や子育ての方法を学べる場を提供し、初期の保護者支援を行う。ペアレントプログラムやペアレントトレーニングの充実に取り組み、保護者が特性をふまえた支援方法を学び、親子が安心して生活できるよう支援を行っていく。(2-3-③)
- 家族の就労支援及び介護家族の一時的休息のために、個々の状況に応じた支給決定を行っていく。(2-5-⑤)

4 成果指標の年度推移

| 項目 | 基準値 (H26) | H29 | H30 (目標値) | H30 |
|-----------------------|-----------|-------|-----------|-------|
| 相談機関（障がい者相談支援事業所）の認知度 | 39.2% | 44.0% | 60% | 33.6% |

※H27、H28 は調査実施なし

1 施策の内容（目標）

多くの人々が、障がいや障がいのある人への正しい理解を深め、障がいの有無にかかわらず人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指します。

そこで、障がいのある人が地域の中で自分らしく働いたり、スポーツやレクリエーション、文化・余暇活動などを身近に楽しめるよう環境の整備に努め、多様な社会参加の機会の提供に取り組み、そのために必要な障がいへの市民の理解を促進します。

| 取り組み施策 | |
|-------------------|--|
| (1) 障がい者の権利と尊厳の保障 | <ul style="list-style-type: none"> ・啓発による市民の理解促進、交流活動の促進 ・障がいを理由とする差別や偏見の解消 ・社会的障壁の除去 ・権利擁護の推進 ・防災対策の推進 |
| (2) 多様な社会参加の機会の提供 | <ul style="list-style-type: none"> ・雇用促進、就労支援の強化 ・様々な活動の推進と環境整備 ・総合的な相談支援の充実 ・外出や移動に必要なサービスの提供 ・当事者の活動や障がい福祉に関するボランティア活動の促進 |

2 平成30年度の主な取り組み実績

(1) 障がい者の権利と尊厳の保障

- 障害者週間や自殺予防週間、世界自閉症啓発デーなどの期間に合わせた啓発活動や、研修会や講演会の定期的な開催等により、市民への理解啓発を行った。(1-1-①、1-1-②)
- 新規採用職員研修や主査級研修等で障がい者サポーター研修を実施し、障がいへの理解を深めることができた。特別支援学級及び通級指導教室担当教員に対して、社会の変化に対応した専門的な指導法の研修等を実施した。(1-2-①)
- 通常学級に在籍する児童生徒と特別支援学校や特別支援学級に在籍する児童生徒との交流及び共同学習の実施を通して、障がいについての正しい理解とノーマライゼーションの推進を図った。(1-2-②)
- 熊本市障がい者虐待防止連絡会議を行い、関係者への周知や情報共有を図った。(2-4-⑧)
- 障害者差別解消法の施行によって相談窓口の設置や地域協議会の開催を実施するとともに、障がい者サポーター研修や市の広報媒体を活用した啓発も実施した。(2-4-⑨)
- 平成27～30年度にかけて策定した個別避難支援プランは約4,900件に上り、要援護者と地

域関係者を繋げることで、地域の防災体制整備を推進できた。(4-3-②)

(2) 多様な社会参加の機会の提供

- 障がい者雇用に関する冊子の作成や就労フェアを開催することで市内の事業主への障がい者雇用への理解促進を図ることができた。また、熊本市就労・生活支援センターにおいて、企業訪問等による職場開拓及び障がい者雇用における各種制度の周知を図った。(6-1-①)
- 熊本市障がい者就労・生活支援センターにおいて、職場開拓、求人と求職者のマッチングを行うとともに、就労後も職場定着を図るための指導、助言等を行った。また、障がい者雇用を推進する企業に対して、障がい者サポート企業として20団体認定した。(6-1-②)
- 希望荘文化祭で作品の展示や優秀作品の表彰を行った。(6-5-④)
- 障がい者サポーター研修の受講者に対して、障がいに関する制度やボランティア、イベント等の情報提供を行った。ボランティア活動に参加しやすい取組や研修及びセミナーを開催した。(1-3-③)

3 今後の方向性や課題など（主なもの）

(1) 障がい者の権利と尊厳の保障

- 市民への理解啓発、各種研修会や講演会については、今後も引き続き積極的に実施していく。精神保健及び福祉に関する講演会・研修会については、熊本地震後の復興期を念頭に、テーマや内容等について検討する。(1-1-①、1-1-②)
- 職員等への啓発、研修については、今後も引き続き実施する。(1-2-①)
- 今後も児童生徒の発達段階に応じて適切な交流及び共同学習を推進する。(1-2-②)
- 虐待防止に関する取り組みは今後も引き続き、関係機関との連携を行っていく。(2-4-⑧)
- 相談窓口に寄せられた差別に関する相談への対応や、障害者差別解消支援地域協議会の活用、障害者差別解消法についての市民への周知・啓発を通じて障がいを理由とする差別の解消の推進に努める。(2-4-⑨)
- 「熊本市災害時要援護者避難支援制度」については、継続的に新規登録者の個別避難支援プランを策定し、配布する。(4-3-②)

(2) 多様な社会参加の機会の提供

- 障がいのある人の一般就労の機会を確保するため、熊本市障がい者就労・生活支援センターや熊本市障がい者自立支援協議会（就労部会）の活動を通して、障がい者雇用に対する理解促進を図っていく。(6-1-①)
- 熊本市障がい者就労・生活支援センターにおいて、引き続き職場開拓、求人と求職者のマッチング、職場定着を図るための指導、助言等を行う。また、企業に対し、障がい者雇用を促進する各種制度の周知を図るとともに、障がい者サポート企業・団体の認定を引き続き実施する。(6-1-②)
- 引き続き希望荘文化祭等で作品の展示を行い、障がい者の文化活動への支援を行っていく。(6-5-④)

- 引き続き、障がい者サポーター研修の受講者に対して、障がいに関する制度やボランティア、イベント等の情報提供を定期的に行っていく。(1-3-③)

4 成果指標の年度推移

| 項目 | 基準値(H26) | H29 | H30(目標値) | H30 |
|-------------------------------|----------|-------|----------|-----|
| 熊本市が障がいのある人にとって暮らしやすいまちだと思う割合 | 34.0% | 28.6% | 45% | 35% |

※H27、H28 は調査実施なし